

大和市総合型地域スポーツクラブの登録等に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市総合型地域スポーツクラブの登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における運動及びスポーツ活動の拠点を確保し、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するため、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）又はその設立に向けた準備を行う団体（以下「設立準備団体」という。）の大和市総合型地域スポーツクラブ登録制度への登録及び登録したクラブ又は設立準備団体（以下「登録団体」という。）への支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 大和市総合型地域スポーツクラブ登録制度に登録できる団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす団体とする。

(1) 登録ができるクラブ 次のアからサまでに掲げる要件を全て満たす団体

ア 大和市及び地域との連携を図り、スポーツを通じた地域振興に取り組んでいること。

イ 大和市内を活動拠点とした非営利団体であること。

ウ 運営について検討する会議等を定期的に行い、会則等に定められた議決を正しく図っていること。

エ 財務管理及び会計管理が適切に行われていること。

オ 地域住民が主体的に運営していること。

カ 複数種目の活動を定期的に行っていること。

キ 会員（当該団体に入会し、会費を納めている者をいう。以下同じ。）以外の市民が参加できる事業を開催していること。

ク 人材育成事業を実施し、スタッフの能力向上に努めていること。

ケ 広報事業を実施し、会員拡大に努めていること。

コ 会員の構成が多世代に渡っていること。

サ 会員の半数以上が本市に居住し、通勤し、又は通学する者であること。

(2) 登録ができる設立準備団体 次のアからオまでに掲げる要件を全て満たす団体

ア 大和市及び地域との連携を図り、スポーツを通じた地域振興に取り組む意思が明確であること。

イ 登録を申請する年の翌々年3月31日までにクラブとして設立することを目的としていること。

ウ 1年以上の活動実績を有すること。

エ 3人以上の役員がいること。

オ 前号イからオまでに掲げる要件を全て満たしていること。

(登録等)

第3条 登録をしようとするクラブ又は設立準備団体は、大和市総合型地域スポーツクラブ登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 現況報告書

(2) 団体の会則

(3) 役員名簿

(4) 前年度の事業報告書及び決算報告書

(5) 当年度の事業計画書及び予算書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、登録を承認し、登録証を交付するものとする。

3 登録団体は、名称、代表者、活動内容その他登録事項に変更があったときは、大和市総合型地域スポーツクラブ登録変更届により市長に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第4条 市長は、登録団体が次の各号に該当する場合は、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 登録団体から申し出があった場合

(2) 登録団体が解散した場合

(3) 登録団体が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合

(4) その他市長が登録団体として適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を大和市総合型地域スポーツクラブ登録取消通知書により当該団体に通知するものとする。

(申請期間)

第5条 第3条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に申

請しなければならない。

(1) クラブ 4月1日から4月15日まで

(2) 設立準備団体 4月1日から9月30日まで

(登録有効期間及び登録の更新)

第6条 登録有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) クラブ 登録した日から1年間

(2) 設立準備団体 登録した年の10月1日からクラブとして設立した日（ただし、登録を受けた年の翌々年3月31日までを上限とする。）まで

2 市長は、登録したクラブが前項第1号に掲げる登録有効期間満了後も引き続き登録を希望するときは、当該登録を更新することができる。

3 前項の規定による登録の更新については、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1号の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「大和市総合型地域スポーツクラブ登録申請書」とあるのは、「大和市総合型地域スポーツクラブ更新申請書」と読み替えるものとする。

(団体への支援)

第7条 市長は、登録団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 登録団体の運営に有益な情報（設立準備団体については、クラブの設立に有益な情報を含む。）の提供

(2) 登録団体が行う事業の支援

(3) 登録団体の広報支援

(4) その他登録団体の運営支援

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は市長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱（平成26年大和市告示第63号）の規定による補助金の交付を受けたことがある設立準備団体に対する第

6条第1項第2号の適用については、同号中「登録した年の10月1日からクラブとして設立した日（ただし、登録を受けた年の翌々年3月31日までを上限とする。）まで」とあるのは、「登録した年の4月1日からクラブとして設立した日（ただし、登録を受けた年の翌年3月31日までを上限とする。）まで」とする。

別表（第8条関係）

様式番号	様式名称	関係条文
第1号様式	大和市総合型地域スポーツクラブ登録申請書	第3条
第2号様式	登録証	第3条
第3号様式	大和市総合型地域スポーツクラブ登録変更届	第3条
第4号様式	大和市総合型地域スポーツクラブ登録取消通知書	第4条
第5号様式	大和市総合型地域スポーツクラブ更新申請書	第6条